

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則 (修正履歴付き)	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則 (整形版)	備考
<p style="text-align: center;">株式会社日本レジストリサービス 公開：2010年11月1日 改訂：2011年2月21日 改訂：2013年7月1日 改訂：2014年4月14日 実施：2014年4月20日 <u>改訂：2014年5月19日</u> <u>実施：2014年9月3日</u></p> <p style="text-align: center;">gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則</p> <p>第1条 (目的) この規則は、「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則」(以下「登録規則」という)第5条に基づいて、株式会社日本レジストリサービス(以下「当社」という)に対する登録規則別表「gTLD等ドメイン名一覧」のドメイン名(以下「gTLD等ドメイン名」という)の登録申請等を当社の認定手続によって指定する者(以下「指定事業者」という)が取り次ぐ場合の諸事項を定める。</p> <p>第2条 (指定事業者の取次の地位) この規則は、指定事業者が取り次ぐgTLD等ドメイン名の登録申請等に特別の地位を与えるものではない。</p> <p>第3条 (指定事業者) 当社は、gTLD等ドメイン名の登録申請手続、技術的基準について知識経験を有し、かつ、独立の事業者としての責任を負担する者を指定事業者として、この規則に定めるgTLD等ドメイン名の登録申請等の取次に関する業務を委託することができる。</p> <p>2 指定事業者としての認定を受けるとき、その者は当社に対して別に定める契約料を支払うものとする。ただし、既にgTLD等ドメイン名以外のドメイン名の取次について当社の認定を受けた者はこの限りでない。</p> <p>3 前項に基づき当社が受領した契約料は、事由の如何を問わず返還しない。</p> <p>4 指定事業者は、この委託を受けるに際して、当社に対して、名称、住所、代表者その他当社が定める事項を当社に届け出て、指定事業者としての認定を受けなければならない。</p> <p>5 指定事業者は、前項の届け出事項に変更があった場合、当社に届け出なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">株式会社日本レジストリサービス 公開：2010年11月1日 改訂：2011年2月21日 改訂：2013年7月1日 改訂：2014年4月14日 改訂：2014年5月19日 実施：2014年9月3日</p> <p style="text-align: center;">gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則</p> <p>第1条 (目的) この規則は、「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則」(以下「登録規則」という)第5条に基づいて、株式会社日本レジストリサービス(以下「当社」という)に対する登録規則別表「gTLD等ドメイン名一覧」のドメイン名(以下「gTLD等ドメイン名」という)の登録申請等を当社の認定手続によって指定する者(以下「指定事業者」という)が取り次ぐ場合の諸事項を定める。</p> <p>第2条 (指定事業者の取次の地位) この規則は、指定事業者が取り次ぐgTLD等ドメイン名の登録申請等に特別の地位を与えるものではない。</p> <p>第3条 (指定事業者) 当社は、gTLD等ドメイン名の登録申請手続、技術的基準について知識経験を有し、かつ、独立の事業者としての責任を負担する者を指定事業者として、この規則に定めるgTLD等ドメイン名の登録申請等の取次に関する業務を委託することができる。</p> <p>2 指定事業者としての認定を受けるとき、その者は当社に対して別に定める契約料を支払うものとする。ただし、既にgTLD等ドメイン名以外のドメイン名の取次について当社の認定を受けた者はこの限りでない。</p> <p>3 前項に基づき当社が受領した契約料は、事由の如何を問わず返還しない。</p> <p>4 指定事業者は、この委託を受けるに際して、当社に対して、名称、住所、代表者その他当社が定める事項を当社に届け出て、指定事業者としての認定を受けなければならない。</p> <p>5 指定事業者は、前項の届け出事項に変更があった場合、当社に届け出なければならない。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>凡例： 赤字(下線付き) : 追加 青字(取消線付き) : 削除</p> </div> <p>改訂日・実施日を記載</p>

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（整形版）	備考
<p>6 指定事業者としての認定にかかわる事項については、当社が定める。</p> <p>第3条の2（上位組織の定め） 指定事業者は、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下「ICANN」という）、当社が本サービスで取り扱うTLDのレジストリ（以下ICANNとレジストリを総称して「上位組織」という）の規則、仕様、ポリシーその他の定めおよびICANNと当社とのRegistrar Accreditation Agreementは、その定めが変更された場合を含め、この規則に優先する効力を有することに同意する。ただし、これらの定めと異なる定めを置くことを許容される場合は、この限りでない。</p> <p>2 指定事業者は、前条の定め等が、変更される場合があることにあらかじめ同意する。</p> <p>第3条の3（上位組織の監査等への協力） 指定事業者は、当社に対して上位組織の監査、問い合わせ等がある場合、これに協力する。</p> <p>2 指定事業者は、当社が、前項に基づき指定事業者から提出を受けた情報等を上位組織またはその指定する者に提出することに同意する。</p> <p>第4条（gTLD等ドメイン名登録情報等の取り扱い） 当社は、指定事業者が第10条に定める取次業務を行うにあたり取得したgTLD等ドメイン名の登録申請等のために必要な情報（以下「登録情報等」という）を、「gTLD等ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」に定める利用目的の範囲内のみ用いる。</p> <p>2 指定事業者は、申請者または登録者から情報を収集する際、その提出の必須、任意の区別を明示しなければならない。</p> <p>3 指定事業者は、当社から提供を受けた登録情報等を、第7条第1項に定める委託業務の遂行にのみ用いるものとする。</p> <p>第5条（認証方法） 当社は、指定事業者の認定を行う際、そのに対して、<u>指定事業者認証規程その他当社が必要に応じて</u>定めるところにより、指定事業者の認証方法を付与する。指定事業者は、この規則および第7条の業務委託契約の定めるところにより、認証方法を履践して委託業務を遂行しなければならない。</p> <p>2 指定事業者は、前項の認証方法を厳重に保管し、第三者に漏洩または開示し、貸与もしくは使用させてはならない。</p> <p>3 当社において、所定の方法によって認証方法の検証を行って認証方法が正当であることを確認した場合、その委託業務は、申請者または登録者からの依頼または申請者または登録者との約定に基づいた指定事業者の意思に基づく真正</p>	<p>6 指定事業者としての認定にかかわる事項については、当社が定める。</p> <p>第3条の2（上位組織の定め） 指定事業者は、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下「ICANN」という）、当社が本サービスで取り扱うTLDのレジストリ（以下ICANNとレジストリを総称して「上位組織」という）の規則、仕様、ポリシーその他の定めおよびICANNと当社とのRegistrar Accreditation Agreementは、その定めが変更された場合を含め、この規則に優先する効力を有することに同意する。ただし、これらの定めと異なる定めを置くことを許容される場合は、この限りでない。</p> <p>2 指定事業者は、前条の定め等が、変更される場合があることにあらかじめ同意する。</p> <p>第3条の3（上位組織の監査等への協力） 指定事業者は、当社に対して上位組織の監査、問い合わせ等がある場合、これに協力する。</p> <p>2 指定事業者は、当社が、前項に基づき指定事業者から提出を受けた情報等を上位組織またはその指定する者に提出することに同意する。</p> <p>第4条（gTLD等ドメイン名登録情報等の取り扱い） 当社は、指定事業者が第10条に定める取次業務を行うにあたり取得したgTLD等ドメイン名の登録申請等のために必要な情報（以下「登録情報等」という）を、「gTLD等ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」に定める利用目的の範囲内のみ用いる。</p> <p>2 指定事業者は、申請者または登録者から情報を収集する際、その提出の必須、任意の区別を明示しなければならない。</p> <p>3 指定事業者は、当社から提供を受けた登録情報等を、第7条第1項に定める委託業務の遂行にのみ用いるものとする。</p> <p>第5条（認証方法） 当社は、指定事業者に対して、指定事業者認証規程その他当社が必要に応じて定めるところにより、指定事業者の認証方法を付与する。指定事業者は、この規則および第7条の業務委託契約の定めるところにより、認証方法を履践して委託業務を遂行しなければならない。</p> <p>2 指定事業者は、前項の認証方法を厳重に保管し、第三者に漏洩または開示し、貸与もしくは使用させてはならない。</p> <p>3 当社において、所定の方法によって認証方法の検証を行って認証方法が正当であることを確認した場合、その委託業務は、申請者または登録者からの依頼または申請者または登録者との約定に基づいた指定事業者の意思に基づく真正</p>	<p>認証方法を定めるところとして認証規程を記載</p>

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（整形版）	備考
<p>な委託業務の遂行とみなす。</p> <p>第6条（当社の行う指定事業者業務） 当社は、指定事業者と同様の業務を行う部門を設けることができる。 2 登録規則の定めにより登録者が管理指定事業者変更申請をするとき、指定事業者には前項に定める当社の部門も含まれるものとする。</p> <p>第7条（委託業務・業務委託契約） この規則により指定事業者に委託する業務（以下「委託業務」という）は、次のとおりとする。 （1）第8条に定める窓口対応業務 （2）第12条に定める登録申請等に関する決定の伝達業務 （3）第13条に定める登録料・登録更新料および費用の支払業務 （4）第14条に定める登録更新に関する通知およびネームサーバ設定業務 （5）前各号に関連して当社が委託する業務 2 委託業務に関する事項は、この規則の定めるものを除くほか、当社と指定事業者との間で締結される業務委託契約（以下「業務委託契約」という）をもって定める。</p> <p>第8条（窓口対応業務） 委託業務のうち、窓口対応業務は、次のとおりとする。 （1）gTLD等ドメイン名の登録、レジストリデータベースおよび登録原簿記載事項の変更、登録したgTLD等ドメイン名の更新手続その他登録規則に定める申請または届け出（以下併せて「登録申請等」という）を希望する者（以下「登録等の希望者」という）に対する説明および指導助言業務 （2）登録申請等の取次業務 2 前項第2号の登録申請等の方法は、当社が別に定める。</p> <p>第9条（登録等の希望者に対する説明および指導助言業務） 指定事業者は、登録等の希望者からの次の事項を含む照会、問い合わせ、質問等に対して説明を行い、指導助言するものとする。 （1）登録規則、「gTLD等ドメイン名登録等に関する技術細則」（以下「技術細則」という）その他当社が定める規則等の内容 （2）登録申請等の方法 （3）登録等の希望者が登録できるgTLD等ドメイン名（先願の有無等の事項を含む）に関する事項 （4）当社の公開文書その他必要な資料等の閲覧の方法の教示またはその交付 （5）登録したgTLD等ドメイン名の管理を行うレジストラが当社であること 2 指定事業者は、指定事業者が提供するWebページに、次の各号に定めるWeb</p>	<p>な委託業務の遂行とみなす。</p> <p>第6条（当社の行う指定事業者業務） 当社は、指定事業者と同様の業務を行う部門を設けることができる。 2 登録規則の定めにより登録者が管理指定事業者変更申請をするとき、指定事業者には前項に定める当社の部門も含まれるものとする。</p> <p>第7条（委託業務・業務委託契約） この規則により指定事業者に委託する業務（以下「委託業務」という）は、次のとおりとする。 （1）第8条に定める窓口対応業務 （2）第12条に定める登録申請等に関する決定の伝達業務 （3）第13条に定める登録料・登録更新料および費用の支払業務 （4）第14条に定める登録更新に関する通知およびネームサーバ設定業務 （5）前各号に関連して当社が委託する業務 2 委託業務に関する事項は、この規則の定めるものを除くほか、当社と指定事業者との間で締結される業務委託契約（以下「業務委託契約」という）をもって定める。</p> <p>第8条（窓口対応業務） 委託業務のうち、窓口対応業務は、次のとおりとする。 （1）gTLD等ドメイン名の登録、レジストリデータベースおよび登録原簿記載事項の変更、登録したgTLD等ドメイン名の更新手続その他登録規則に定める申請または届け出（以下併せて「登録申請等」という）を希望する者（以下「登録等の希望者」という）に対する説明および指導助言業務 （2）登録申請等の取次業務 2 前項第2号の登録申請等の方法は、当社が別に定める。</p> <p>第9条（登録等の希望者に対する説明および指導助言業務） 指定事業者は、登録等の希望者からの次の事項を含む照会、問い合わせ、質問等に対して説明を行い、指導助言するものとする。 （1）登録規則、「gTLD等ドメイン名登録等に関する技術細則」（以下「技術細則」という）その他当社が定める規則等の内容 （2）登録申請等の方法 （3）登録等の希望者が登録できるgTLD等ドメイン名（先願の有無等の事項を含む）に関する事項 （4）当社の公開文書その他必要な資料等の閲覧の方法の教示またはその交付 （5）登録したgTLD等ドメイン名の管理を行うレジストラが当社であること 2 指定事業者は、指定事業者が提供するWebページに、次の各号に定めるWeb</p>	

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（整形版）	備考
<p>ページへのリンクを提供しなければならない。</p> <p>(1) 当社が公開する登録規則、その他当社が定める規則等を掲載したWebページ</p> <p>(2) その他当社が指定するWebページ</p> <p>3 指定事業者は、指定事業者が提供するWebページに、登録規則第22条に定める登録更新にかかる費用および登録規則第25条に定める登録回復にかかる費用を掲示し、登録等の希望者および登録者に明示しなければならない。</p> <p>第10条（登録申請等の取次業務）</p> <p>登録等の希望者の依頼がある場合、指定事業者は、その登録申請等の作成に関する助言・指導を行ったうえ、当社に対してこれを直ちに取り次ぐものとする。</p> <p>2 指定事業者は、前項の助言・指導および取次にあたって、登録規則所定の登録要件の適合性を調査し、かつ、申請様式、技術細則その他当社が定める規則等に適合する申請を取り次ぐものとする。</p> <p>3 指定事業者は、第1項の助言・指導および取次にあたって、登録等の希望者から収集した登録情報等が正確であること、収集した登録情報等に基づいて登録等の希望者に連絡が取れることを確認しなければならない。</p> <p>第11条（取次時の説明・確認、指定事業者による取次の効果）</p> <p>前条の取次業務を行う場合、指定事業者は、登録等の希望者に対して、自己が独立の事業者であり、指定事業者における取次の受託が当社における登録申請等の受理またはレジストリにおける登録を意味しないことを説明しなければならない。</p> <p>2 前条の取次業務を行う場合、指定事業者は、登録等の希望者の意思について適切な確認を行うものとし、指定事業者の責任において、取次を行う。</p> <p>3 指定事業者は、業務委託契約の有効期間中およびその終了後も2年間は、登録規則への同意等、申請者または登録者に対する登録規則の適用に必要な記録および当社の指定する記録を保存し、上位組織の監査等がある場合に、その写しを当社に提出する。</p> <p>4 当社は、指定事業者によって取り次がれた登録等の申請は、登録等の希望者の意思に基づいて真正に行われたものとして取り扱う。</p> <p>5 指定事業者が前条の取次業務を行うにあたり、登録等の希望者から登録情報等を取得するときは、登録等の希望者に対し、当該登録情報等が当社に提供され、当社の定める登録規則、「gTLD等ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」および「gTLD等ドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」に基づき取り扱われることの同意を得るとともに、登録等の希望者が提供する登録情報等に含まれるすべての情報主体（登録等の希望者を含み、これに限定されない）から同意を得ていることを確認しなければならない。また、指定事業者は、</p>	<p>ページへのリンクを提供しなければならない。</p> <p>(1) 当社が公開する登録規則、その他当社が定める規則等を掲載したWebページ</p> <p>(2) その他当社が指定するWebページ</p> <p>3 指定事業者は、指定事業者が提供するWebページに、登録規則第22条に定める登録更新にかかる費用および登録規則第25条に定める登録回復にかかる費用を掲示し、登録等の希望者および登録者に明示しなければならない。</p> <p>第10条（登録申請等の取次業務）</p> <p>登録等の希望者の依頼がある場合、指定事業者は、その登録申請等の作成に関する助言・指導を行ったうえ、当社に対してこれを直ちに取り次ぐものとする。</p> <p>2 指定事業者は、前項の助言・指導および取次にあたって、登録規則所定の登録要件の適合性を調査し、かつ、申請様式、技術細則その他当社が定める規則等に適合する申請を取り次ぐものとする。</p> <p>3 指定事業者は、第1項の助言・指導および取次にあたって、登録等の希望者から収集した登録情報等が正確であること、収集した登録情報等に基づいて登録等の希望者に連絡が取れることを確認しなければならない。</p> <p>第11条（取次時の説明・確認、指定事業者による取次の効果）</p> <p>前条の取次業務を行う場合、指定事業者は、登録等の希望者に対して、自己が独立の事業者であり、指定事業者における取次の受託が当社における登録申請等の受理またはレジストリにおける登録を意味しないことを説明しなければならない。</p> <p>2 前条の取次業務を行う場合、指定事業者は、登録等の希望者の意思について適切な確認を行うものとし、指定事業者の責任において、取次を行う。</p> <p>3 指定事業者は、業務委託契約の有効期間中およびその終了後も2年間は、登録規則への同意等、申請者または登録者に対する登録規則の適用に必要な記録および当社の指定する記録を保存し、上位組織の監査等がある場合に、その写しを当社に提出する。</p> <p>4 当社は、指定事業者によって取り次がれた登録等の申請は、登録等の希望者の意思に基づいて真正に行われたものとして取り扱う。</p> <p>5 指定事業者が前条の取次業務を行うにあたり、登録等の希望者から登録情報等を取得するときは、登録等の希望者に対し、当該登録情報等が当社に提供され、当社の定める登録規則、「gTLD等ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」および「gTLD等ドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則」に基づき取り扱われることの同意を得るとともに、登録等の希望者が提供する登録情報等に含まれるすべての情報主体（登録等の希望者を含み、これに限定されない）から同意を得ていることを確認しなければならない。また、指定事業者は、</p>	

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（整形版）	備考
<p>法令および指定事業者が自ら定める個人情報の取り扱いに関連する規定等を遵守したうえで登録情報等を当社に提供しなければならない。</p> <p>6 指定事業者が、顧客の個人情報に代えて指定事業者独自の情報を用いるgTLD等ドメイン名の登録サービスを提供する場合、指定事業者はその顧客に対して、顧客の個人情報が登録原簿に記載されないことおよび当社がエスクロー契約を締結した第三者に預託されないことを説明しなければならない。</p> <p>7 指定事業者によって取り次がれた登録等の申請により、当社の業務遂行に支障が生じまたは当社が損害を受けるおそれがあると認められる場合、当社は、その指定事業者からの登録申請等の全部または一部の受付を停止することができる。</p> <p>第12条（取次にかかる登録申請等に対する決定の伝達業務） 当社が、指定事業者の取次にかかる登録申請等について不受理の通知、補正請求、登録結果通知その他の通知または請求を指定事業者に伝達した場合、指定事業者は、その伝達受領後遅滞なく、登録等の申請者に対してその通知を伝達しなければならない。ただし、第15条第1項に定める条件においてこれと異なる合意がされた場合には、その合意に従う。</p> <p>2 当社が、指定事業者に対して登録者の意思確認等を依頼した場合、指定事業者が当社の指定した期間内に登録者がその意思を有しない旨の回答をしない場合には、指定事業者において登録者の意思確認等を行い、登録者がその意思を有する旨の回答を得たものとみなす。ただし、上位組織からの要請に基づく場合はこの限りでない。</p> <p>3 指定事業者は、前項の規定が適用される場合の一切の責任を負担する。</p> <p>第13条（登録料・登録更新料および費用の支払業務） 指定事業者と登録等の申請者の間の登録料・登録更新料または費用の授受の有無にかかわらず、指定事業者は、取次を行った登録申請等にかかる登録料・登録更新料および費用を、業務委託契約で定めるところにより当社の指定する銀行口座に送金して支払う。</p> <p>2 前項の送金に要する費用は、指定事業者の負担とする。</p> <p>3 登録料・登録更新料または費用の返金を行う場合、当社は、第1項により現に支払いのあった金額を指定事業者の指定する方法により返金する。</p> <p>第14条（登録更新に関する通知およびネームサーバ設定業務） 指定事業者は、次の各号に定める時期に、登録者に対して、自動更新猶予期間満了日と登録更新の申請に関する案内を通知しなければならない。ただし、当該通知前に登録者が登録更新の申請を行った場合はこの限りでない。</p> <p>（1）登録規則第21条に定める登録期間の終了日（有効期限日）の34日前から26日前までの間</p>	<p>法令および指定事業者が自ら定める個人情報の取り扱いに関連する規定等を遵守したうえで登録情報等を当社に提供しなければならない。</p> <p>6 指定事業者が、顧客の個人情報に代えて指定事業者独自の情報を用いるgTLD等ドメイン名の登録サービスを提供する場合、指定事業者はその顧客に対して、顧客の個人情報が登録原簿に記載されないことおよび当社がエスクロー契約を締結した第三者に預託されないことを説明しなければならない。</p> <p>7 指定事業者によって取り次がれた登録等の申請により、当社の業務遂行に支障が生じまたは当社が損害を受けるおそれがあると認められる場合、当社は、その指定事業者からの登録申請等の全部または一部の受付を停止することができる。</p> <p>第12条（取次にかかる登録申請等に対する決定の伝達業務） 当社が、指定事業者の取次にかかる登録申請等について不受理の通知、補正請求、登録結果通知その他の通知または請求を指定事業者に伝達した場合、指定事業者は、その伝達受領後遅滞なく、登録等の申請者に対してその通知を伝達しなければならない。ただし、第15条第1項に定める条件においてこれと異なる合意がされた場合には、その合意に従う。</p> <p>2 当社が、指定事業者に対して登録者の意思確認等を依頼した場合、指定事業者が当社の指定した期間内に登録者がその意思を有しない旨の回答をしない場合には、指定事業者において登録者の意思確認等を行い、登録者がその意思を有する旨の回答を得たものとみなす。ただし、上位組織からの要請に基づく場合はこの限りでない。</p> <p>3 指定事業者は、前項の規定が適用される場合の一切の責任を負担する。</p> <p>第13条（登録料・登録更新料および費用の支払業務） 指定事業者と登録等の申請者の間の登録料・登録更新料または費用の授受の有無にかかわらず、指定事業者は、取次を行った登録申請等にかかる登録料・登録更新料および費用を、業務委託契約で定めるところにより当社の指定する銀行口座に送金して支払う。</p> <p>2 前項の送金に要する費用は、指定事業者の負担とする。</p> <p>3 登録料・登録更新料または費用の返金を行う場合、当社は、第1項により現に支払いのあった金額を指定事業者の指定する方法により返金する。</p> <p>第14条（登録更新に関する通知およびネームサーバ設定業務） 指定事業者は、次の各号に定める時期に、登録者に対して、自動更新猶予期間満了日と登録更新の申請に関する案内を通知しなければならない。ただし、当該通知前に登録者が登録更新の申請を行った場合はこの限りでない。</p> <p>（1）登録規則第21条に定める登録期間の終了日（有効期限日）の34日前から26日前までの間</p>	

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（整形版）	備考
<p>(2) 登録規則第21条に定める登録期間の終了日（有効期限日）の10日前から4日前までの間</p> <p>(3) 登録規則第21条に定める登録期間の終了日（有効期限日）の6日後</p> <p>2 指定事業者は、指定事業者が提供するWebページに、前項に定める通知の送付方法および送付先を掲示し、登録等の希望者および登録者に明示しなければならない。</p> <p>3 指定事業者は、登録規則第22条第8項の定めに基づき、ネームサーバ設定解除後に登録更新が完了したgTLD等ドメイン名について、当社に対しすみやかに、ネームサーバ設定を解除前のものに復旧させる旨の申請をしなければならない。</p> <p>第15条（指定事業者と登録申請者等の関係）</p> <p>指定事業者は、この規則および登録規則に反しない範囲において、申請者または登録者に対するgTLD等ドメイン名に関する申請・届け出、登録料・登録更新料等の取り扱いについての条件を定め、これを表示するものとする。</p> <p>1の2 指定事業者が登録者と締結する契約においては、この規則および上位組織の規則等に定められた条項ならびにgTLD等ドメイン名の管理を行うレジストラが当社であることを含まなければならない。ただし、その契約においてこれらを参照する場合はこの限りでない。</p> <p>2 前2項の定めに関する一切の責任は指定事業者が負担するものとし、当社が損害を被った場合は、当社は指定事業者にその賠償を求めることができる。</p> <p>3 登録者が管理指定事業者変更申請を希望した場合、変更元管理指定事業者および変更先管理指定事業者は、登録規則に定める管理指定事業者変更手続を行うものとする。</p> <p>第16条（責任範囲）</p> <p>委託業務の遂行により登録等の希望者、申請者または登録者との間に生じた事項に関する一切の責任は指定事業者が負担する。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。</p> <p>2 当社・レジストリに対して、指定事業者が提供する各種サービスに関連した法的請求が起こされた場合、指定事業者は、当該請求または当該請求にかかる訴状等の送達から30日以内に、当社・レジストリ、それらの取締役、役員、および従業員ならびに代理人を免責し、免責の状態を保持し、弁護し、保護する。ただし、本項が適用されるのは、当社・レジストリが指定事業者に対し、紛争の発生を通知し、紛争解決の手続に関する参加の機会を与えた場合、その他当社所定の条件を満たす場合に限る。</p> <p>第17条（報告義務）</p> <p>当社は指定事業者に対して、委託業務の実施状況その他必要な事項について、いつでも書面または口頭による報告を求めることができるものとする。</p>	<p>(2) 登録規則第21条に定める登録期間の終了日（有効期限日）の10日前から4日前までの間</p> <p>(3) 登録規則第21条に定める登録期間の終了日（有効期限日）の6日後</p> <p>2 指定事業者は、指定事業者が提供するWebページに、前項に定める通知の送付方法および送付先を掲示し、登録等の希望者および登録者に明示しなければならない。</p> <p>3 指定事業者は、登録規則第22条第8項の定めに基づき、ネームサーバ設定解除後に登録更新が完了したgTLD等ドメイン名について、当社に対しすみやかに、ネームサーバ設定を解除前のものに復旧させる旨の申請をしなければならない。</p> <p>第15条（指定事業者と登録申請者等の関係）</p> <p>指定事業者は、この規則および登録規則に反しない範囲において、申請者または登録者に対するgTLD等ドメイン名に関する申請・届け出、登録料・登録更新料等の取り扱いについての条件を定め、これを表示するものとする。</p> <p>1の2 指定事業者が登録者と締結する契約においては、この規則および上位組織の規則等に定められた条項ならびにgTLD等ドメイン名の管理を行うレジストラが当社であることを含まなければならない。ただし、その契約においてこれらを参照する場合はこの限りでない。</p> <p>2 前2項の定めに関する一切の責任は指定事業者が負担するものとし、当社が損害を被った場合は、当社は指定事業者にその賠償を求めることができる。</p> <p>3 登録者が管理指定事業者変更申請を希望した場合、変更元管理指定事業者および変更先管理指定事業者は、登録規則に定める管理指定事業者変更手続を行うものとする。</p> <p>第16条（責任範囲）</p> <p>委託業務の遂行により登録等の希望者、申請者または登録者との間に生じた事項に関する一切の責任は指定事業者が負担する。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。</p> <p>2 当社・レジストリに対して、指定事業者が提供する各種サービスに関連した法的請求が起こされた場合、指定事業者は、当該請求または当該請求にかかる訴状等の送達から30日以内に、当社・レジストリ、それらの取締役、役員、および従業員ならびに代理人を免責し、免責の状態を保持し、弁護し、保護する。ただし、本項が適用されるのは、当社・レジストリが指定事業者に対し、紛争の発生を通知し、紛争解決の手続に関する参加の機会を与えた場合、その他当社所定の条件を満たす場合に限る。</p> <p>第17条（報告義務）</p> <p>当社は指定事業者に対して、委託業務の実施状況その他必要な事項について、いつでも書面または口頭による報告を求めることができるものとする。</p>	

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（整形版）	備考
<p>第18条（禁止事項） 指定事業者は、別途、ICANNから書面による許諾を受けている場合を除き、ICANNおよびICANN認定レジストラのロゴ、その他ICANNの認定を受けているかのような表示をしてはならない。</p> <p>第19条（業務委託契約の解除および業務委託の一時停止） 業務委託契約の解除に関する事項は、業務委託契約をもって定める。</p> <p>2 指定事業者に次の各号のいずれかの事由がある場合、当社は、30日以上の上正期間を定めた是正を催告し、その期間内にその是正がされない場合、業務委託を一時停止することができる。</p> <p>(1) 委託業務の遂行にあたり、業務委託契約または登録規則、この規則その他当社が定める規則等に関する重大な違反があるとき（ただし、指定事業者の金銭債務の不履行は重大な違反とみなされる）</p> <p>(2) 資産、営業、信用等に重大な変更が生じ委託業務の遂行が著しく困難と認められる合理的事情があるとき</p> <p>(3) 当社の合理的な努力にもかかわらず、登録された連絡担当者と21日以上連絡がとれず、または、当社に対する応答がないとき</p> <p>3 前項による業務委託の一時停止は、当社所定の方法によって指定事業者に一時停止の始期および終期（この終期は、是正完了までの期間とすることができる）、一時停止の事由を記載して通知するものとし、指定事業者は、その通知に定める期間中、次に定めるgTLD等ドメイン名の取次を行ってはならない。</p> <p>(1) 登録規則第5条第6項に定める管理指定事業者変更申請のうち、自らを変更先管理指定事業者とする申請</p> <p>(2) 登録規則第13条に定めるgTLD等ドメイン名の登録申請</p> <p>(3) 登録規則第26条に定めるgTLD等ドメイン名の移転登録申請</p> <p>(4) 「レジストラトランスファー細則」に定めるトランスファーイン申請</p> <p>4 前2項の定めにかかわらず、指定事業者が当社に対する金銭債務の履行を遅滞し、履行期日の属する月の翌月末日（以下「期限日」という）までに当該金銭債務の不履行が解消されない場合、当社は、第2項に定める是正の催告を行うことなく、期限日の翌日以降、その指定事業者への業務委託を一時停止することができる。この場合、当社は、一時停止を開始した後すみやかに、前項に定める通知を第3条第4項により指定事業者が届け出た住所に宛てて行うものとする。</p> <p>5 前項の金銭債務の不履行が期限日までに解消された場合であっても、期限日において、履行期日を遅滞した当該指定事業者の当社に対する他の金銭債務がある場合には、前項と同様とする。</p> <p>6 一時停止期間中に指定事業者が第3項のgTLD等ドメイン名の取次業務を行った場合、当社は、その取次にかかる申請を不受理とする。</p>	<p>第18条（禁止事項） 指定事業者は、別途、ICANNから書面による許諾を受けている場合を除き、ICANNおよびICANN認定レジストラのロゴ、その他ICANNの認定を受けているかのような表示をしてはならない。</p> <p>第19条（業務委託契約の解除および業務委託の一時停止） 業務委託契約の解除に関する事項は、業務委託契約をもって定める。</p> <p>2 指定事業者に次の各号のいずれかの事由がある場合、当社は、30日以上の上正期間を定めた是正を催告し、その期間内にその是正がされない場合、業務委託を一時停止することができる。</p> <p>(1) 委託業務の遂行にあたり、業務委託契約または登録規則、この規則その他当社が定める規則等に関する重大な違反があるとき（ただし、指定事業者の金銭債務の不履行は重大な違反とみなされる）</p> <p>(2) 資産、営業、信用等に重大な変更が生じ委託業務の遂行が著しく困難と認められる合理的事情があるとき</p> <p>(3) 当社の合理的な努力にもかかわらず、登録された連絡担当者と21日以上連絡がとれず、または、当社に対する応答がないとき</p> <p>3 前項による業務委託の一時停止は、当社所定の方法によって指定事業者に一時停止の始期および終期（この終期は、是正完了までの期間とすることができる）、一時停止の事由を記載して通知するものとし、指定事業者は、その通知に定める期間中、次に定めるgTLD等ドメイン名の取次を行ってはならない。</p> <p>(1) 登録規則第5条第6項に定める管理指定事業者変更申請のうち、自らを変更先管理指定事業者とする申請</p> <p>(2) 登録規則第13条に定めるgTLD等ドメイン名の登録申請</p> <p>(3) 登録規則第26条に定めるgTLD等ドメイン名の移転登録申請</p> <p>(4) 「レジストラトランスファー細則」に定めるトランスファーイン申請</p> <p>4 前2項の定めにかかわらず、指定事業者が当社に対する金銭債務の履行を遅滞し、履行期日の属する月の翌月末日（以下「期限日」という）までに当該金銭債務の不履行が解消されない場合、当社は、第2項に定める是正の催告を行うことなく、期限日の翌日以降、その指定事業者への業務委託を一時停止することができる。この場合、当社は、一時停止を開始した後すみやかに、前項に定める通知を第3条第4項により指定事業者が届け出た住所に宛てて行うものとする。</p> <p>5 前項の金銭債務の不履行が期限日までに解消された場合であっても、期限日において、履行期日を遅滞した当該指定事業者の当社に対する他の金銭債務がある場合には、前項と同様とする。</p> <p>6 一時停止期間中に指定事業者が第3項のgTLD等ドメイン名の取次業務を行った場合、当社は、その取次にかかる申請を不受理とする。</p>	

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（整形版）	備考
<p>7 指定事業者は、本条に定める一時停止により損害を被った場合であっても、当社に対する一切の損害賠償請求権を放棄し、かつ、顧客との関係は自らの費用と責任をもって処理し、当社に対して一切の損害を及ぼさないものとする。ただし、当社の責に帰すべき過誤によって一時停止が行われた場合、当社は業務委託契約に定める範囲において、その損害を賠償する。</p> <p><u>第19条の2（業務委託の緊急時の一時停止）</u> <u>前条の定めにかかわらず、指定事業者に指定事業者認証規程に関する重大な違反がある場合、または、指定事業者の管理上の問題等による認証情報の危殆化が認められる場合、当社は、指定事業者に対する何らの催告なしに直ちに認証方法を無効化し、業務委託を一時停止することができる。この場合の一時停止期間は、当社が業務委託を一時停止した時から、その違反行為の是正、または認証情報の危殆化の解消があったことを当社が確認したときまでとする。</u></p> <p><u>2 前項による業務委託の一時停止期間中、指定事業者は、認証方法を履践する委託業務のすべてを行ってはならない。</u></p> <p><u>3 指定事業者は、本条に定める一時停止により損害を被った場合であっても、当社に対する一切の損害賠償請求権を放棄し、かつ、顧客との関係は自らの費用と責任をもって処理し、当社に対して一切の損害を及ぼさないものとする。ただし、当社の責に帰すべき過誤によって一時停止が行われた場合、当社は業務委託契約に定める範囲において、その損害を賠償する。</u></p> <p>第20条（解除・一時停止の場合の通知） 前2条による解除または一時停止の措置が取られた場合、当社は、指定事業者の取次にかかる登録者または申請者に対して、直接、次の事項を通知することができるものとし、指定事業者は、これに異議なく同意するものとする。 （1）解除の場合 解除の効力発生日および登録規則第5条に定める新たな管理指定事業者に関する事項 （2）一時停止の場合 一時停止の始期・終期および一時停止期間中の当該指定事業者を経由した登録申請が受け付けられないこと</p> <p>2 前第19条第7項の定めは、本条に準用する。</p> <p>第21条（解除の場合の処理） 業務委託契約が解除された場合、当社または当社の指定する者は、当該指定事業者に対し、取次業務を承継するために必要な情報を、10日以上先の期日を定めて、無償で提供することを求めることができる。</p> <p>2 指定事業者が前項の提供を行わない場合、当社または当社の指定する者は、当該指定事業者の取次にかかる登録者に対して、直接、取次を承継するために必要な情報の提供を求めることができるものとし、当該指定事業者は、これに異議なく同意する。</p>	<p>7 指定事業者は、本条に定める一時停止により損害を被った場合であっても、当社に対する一切の損害賠償請求権を放棄し、かつ、顧客との関係は自らの費用と責任をもって処理し、当社に対して一切の損害を及ぼさないものとする。ただし、当社の責に帰すべき過誤によって一時停止が行われた場合、当社は業務委託契約に定める範囲において、その損害を賠償する。</p> <p>第19条の2（業務委託の緊急時の一時停止） 前条の定めにかかわらず、指定事業者に指定事業者認証規程に関する重大な違反がある場合、または、指定事業者の管理上の問題等による認証情報の危殆化が認められる場合、当社は、指定事業者に対する何らの催告なしに直ちに認証方法を無効化し、業務委託を一時停止することができる。この場合の一時停止期間は、当社が業務委託を一時停止した時から、その違反行為の是正、または認証情報の危殆化の解消があったことを当社が確認したときまでとする。</p> <p>2 前項による業務委託の一時停止期間中、指定事業者は、認証方法を履践する委託業務のすべてを行ってはならない。</p> <p>3 指定事業者は、本条に定める一時停止により損害を被った場合であっても、当社に対する一切の損害賠償請求権を放棄し、かつ、顧客との関係は自らの費用と責任をもって処理し、当社に対して一切の損害を及ぼさないものとする。ただし、当社の責に帰すべき過誤によって一時停止が行われた場合、当社は業務委託契約に定める範囲において、その損害を賠償する。</p> <p>第20条（解除・一時停止の場合の通知） 前2条による解除または一時停止の措置が取られた場合、当社は、指定事業者の取次にかかる登録者または申請者に対して、直接、次の事項を通知することができるものとし、指定事業者は、これに異議なく同意するものとする。 （1）解除の場合 解除の効力発生日および登録規則第5条に定める新たな管理指定事業者に関する事項 （2）一時停止の場合 一時停止の始期・終期および一時停止期間中の当該指定事業者を経由した登録申請が受け付けられないこと</p> <p>2 第19条第7項の定めは、本条に準用する。</p> <p>第21条（解除の場合の処理） 業務委託契約が解除された場合、当社または当社の指定する者は、当該指定事業者に対し、取次業務を承継するために必要な情報を、10日以上先の期日を定めて、無償で提供することを求めることができる。</p> <p>2 指定事業者が前項の提供を行わない場合、当社または当社の指定する者は、当該指定事業者の取次にかかる登録者に対して、直接、取次を承継するために必要な情報の提供を求めることができるものとし、当該指定事業者は、これに異議なく同意する。</p>	<p>認証規程に違反した場合の条項追加</p> <p>第19条と第19条の2を指すように修正</p> <p>第19条の2の追加に伴い、前条を第19条に修正</p>

gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（修正履歴付き）	gTLD等ドメイン名登録申請等の取次に関する規則（整形版）	備考
<p>3 本条に定めるほか、指定事業者は、解除に伴う現務の終了について、当社が定める指示を、自己費用と責任をもって誠実に履行する。</p> <p>4 第19条第7項の定めは、本条に準用する。</p> <p>第22条（業務委託契約の終了）</p> <p>当社が登録規則の定めによりレジストラサービスの提供を終了するときは、当社は、業務委託契約を終了することができる。</p> <p>2 前項の場合において、登録規則の定めに基づきgTLD等ドメイン名の管理を行うレジストラの変更が行われるときは、指定事業者は当該変更に関与するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、ICANN、レジストリまたは変更先のレジストラは、必要に応じて登録者に直接連絡することができ、指定事業者はこれに異議なく同意する。</p> <p>4 第19条第7項の定めは、本条に準用する。</p> <p>第23条（実施の細目）</p> <p>この規則の実施および業務委託契約の内容は、当社が定める。</p> <p><u>（附付 則）</u></p> <p>1 この規則は、2010年11月1日から実施する。</p> <p>2 2011年2月21日公開の改訂は、同日から実施する。</p> <p>3 2013年7月1日公開の改訂は、2013年8月19日から実施する。</p> <p>4 2014年4月14日公開の改訂は、2014年4月20日から実施する。</p> <p><u>5 2014年5月19日公開の改訂は、2014年9月3日から実施する。</u></p> <p><u>6 前号にかかわらず、指定事業者は、2016年4月17日までの間、なお従前の例による認証方法の履践をすることができる。</u></p> <p><u>7 前号にかかわらず、当社は、セキュリティ上の問題が発生した場合など、必要があると認めるときは、従前の例による認証方法の履践の廃止その他の所要の措置を講ずる。</u></p>	<p>3 本条に定めるほか、指定事業者は、解除に伴う現務の終了について、当社が定める指示を、自己費用と責任をもって誠実に履行する。</p> <p>4 第19条第7項の定めは、本条に準用する。</p> <p>第22条（業務委託契約の終了）</p> <p>当社が登録規則の定めによりレジストラサービスの提供を終了するときは、当社は、業務委託契約を終了することができる。</p> <p>2 前項の場合において、登録規則の定めに基づきgTLD等ドメイン名の管理を行うレジストラの変更が行われるときは、指定事業者は当該変更に関与するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、ICANN、レジストリまたは変更先のレジストラは、必要に応じて登録者に直接連絡することができ、指定事業者はこれに異議なく同意する。</p> <p>4 第19条第7項の定めは、本条に準用する。</p> <p>第23条（実施の細目）</p> <p>この規則の実施および業務委託契約の内容は、当社が定める。</p> <p><u>（付 則）</u></p> <p>1 この規則は、2010年11月1日から実施する。</p> <p>2 2011年2月21日公開の改訂は、同日から実施する。</p> <p>3 2013年7月1日公開の改訂は、2013年8月19日から実施する。</p> <p>4 2014年4月14日公開の改訂は、2014年4月20日から実施する。</p> <p>5 2014年5月19日公開の改訂は、2014年9月3日から実施する。</p> <p>6 前号にかかわらず、指定事業者は、2016年4月17日までの間、なお従前の例による認証方法の履践をすることができる。</p> <p>7 前号にかかわらず、当社は、セキュリティ上の問題が発生した場合など、必要があると認めるときは、従前の例による認証方法の履践の廃止その他の所要の措置を講ずる。</p>	<p></p> <p>表記修正</p> <p>改訂日・実施日を記載 併行運用期間中の認証方法の履践について記載 併行運用期間の短縮の可能性について記載</p>